別表1-1　申請項目及び作業(GC/MS法(従来法))

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請対象とする作業の範囲 | | 対応可能な  測定方法 | 備考 | MLAP  認定状況 | ISO 17025  認定状況 |
| 申請項目 | 試料採取、試料の分析  及び定量結果の確定 |
| 一般環境大気 |  |  |  |  |  |
| 降下ばいじん |  |  |  |  |  |
| 公共用水域水質 |  |  |  |  |  |
| 地下水質 |  |  |  |  |  |
| 土壌 |  |  |  |  |  |
| 底質 |  |  |  |  |  |
| 野生生物 |  |  |  |  |  |
| 水生生物 |  |  |  |  |  |
| 排出ガス |  |  |  |  |  |
| 排出水 |  |  |  |  |  |
| ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 |  |  |  |  |  |
| 血液 |  |  |  |  |  |
| 食事試料 |  |  |  |  |  |
| 水道原水及び浄水 |  |  |  |  |  |
| 母乳 |  |  |  |  |  |
| 食品 |  |  |  |  |  |
| 作業環境 |  |  |  |  |  |
| 臍帯 |  |  |  |  |  |
| その他（上記の例示以外に申請する項目がある場合に記入） |  |  |  |  |  |
| 記載例：土壌 | ○ | ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル (平成21年3月) | 外注  なし | ○ |  |

注１：「申請対象とする作業の範囲」欄には、該当するものに○を付けること。

２：「対応可能な測定方法」欄には、受注した際に用いる測定方法を記載すること。測定方法については、マニュアル等の改訂･改正時期を明記すること。なお、改訂されていない場合には策定時期を明記すること。

３：外注する場合は、「備考」欄に外注の内容等を記述すること。

４：申請項目については実績のあるものとし、必要に応じ、追加又は削除すること。なお、申請項目中の水生生物は、野生生物に含まれるものであるが、別掲とした。

５：食事試料は陰膳方式によるものとし、食品の品目ごとの分析については食品として申請すること。

○申請時点で受注資格を保有している場合であって、MLAP又はISO 17025の認定を有することをもって簡略化された審査方法の希望の有無

　　（審査の簡略化の希望のどちらか一方に○を記入すること。また、簡略化された審査を希望する場合には、簡略化の根拠となる認定に○をつけ、認定証(写)を添付すること。なお、根拠となる認定は1つでも複数でもよい。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査の簡略化の希望 | | 根拠となる認定 | |
| ■簡略化された審査方法を希望する |  | MLAP |  |
| ISO 17025 |  |
| ■従来の審査方法を希望する |  |  | |

注１：MLAP又はISO 17025のうち簡略化された審査を希望する根拠となった認定が全て失効した場合には受注資格が失効するので、本文中「第4　共通事項」の「4．資格有効期間」及び「8．受注資格の取消し・失効について」について十分留意すること。

２：簡略化された審査の根拠となる認定については、認定証(写)を添付すること。